

(別紙)

令和 2 年 4 月 2 3 日

再答弁書

第 1 はじめに

相手方の主張は答弁書で述べたとおりであるが、審査申出人の令和 2 年 4 月 2 1 日付け反論書を踏まえ、本文書において、答弁書の主張を補足する。

なお、略語等については、答弁書の例による。

第 2 本件各申請の必要性について

1 本件各申請の必要性は失われていないこと

(1) 審査申出人は、「埋立承認を受けた事業者が設計概要に記載のない埋立工事をすることはできないのであるから、現時点において、沖縄防衛局が承認を受けた設計概要に記載のない地盤改良工事を行うことは許され」ないことから（反論書 1 0 ページ）、「現状においては、大浦湾側の埋立工事のための本件各申請について必要性が満たされているとの判断はできない」（反論書 2 0 ページ）と主張する。

しかし、申請者が、本件埋立承認を得るに当たって申請の際に提出した願書やその添付図書において地盤改良工事に係る記載がなく、変更承認を得た上で地盤改良工事を行う必要があるとしても、その内容如何は、本件各申請の対象となるサンゴ類の移植の必要性を左右するようなものではない。答弁書でも主張したとおり、本件においては、地盤改良工事を行う必要性が判明しているものの、予定された埋立区域の埋立事業の完遂が不可能というのではなく、地盤改良工事を実施することは可能であり、変更承認を得た上で本件埋立工事を完成させることは可能な状況にある。

そして、事業者である沖縄防衛局は、本件事業を完遂することに向け、現

に上記地盤改良工事の追加等に係る変更承認を得るための具体的な準備・検討を進めており、埋立事業を進めている（甲第34号証ないし第38号証）。このように、本件埋立工事の内容の変更は予定されていても、今後埋立区域が縮小するなどして移植対象となるサンゴ類の移植が不必要となるような計画の変更は見込まれないのであり、地盤改良工事を実施する必要があるとしても、本件指示の時点でも現段階においても、大浦湾側の埋立地が埋め立てられるものとして予定されていることに変わりはない状況にある。

したがって、変更承認が未了である現時点においても、本件各申請に係るサンゴ類が本件埋立工事の実施により重大な影響を受ける状況にあることは変わりがなく、これらのサンゴ類を移植すべき必要性は何ら失われていない（甲第27号証、乙第51号証）。

(2) また、審査申出人は、「申出人において設計概要変更についての審査をする段階にはなく、設計概要変更がなされれば所要の安定性を満足するか否かの判断をなしうる状態にはない。」とも主張する（反論書20ページ）。

しかし、審査申出人の上記主張によっても、本件埋立承認に係る設計内容では本件埋立工事が完成しないことを指摘するにとどまり、本件における埋立区域の地盤では地盤改良工事がおよそ実施不可能であるとか、埋立事業が不可能であることまでをいうものではない。

また、判明した地盤の問題を前提としても、地盤改良工事を実施することで所要の安定性を確保して埋立工事を行うことが可能であり、変更承認がされ得るような設計・施工が可能であることは本件裁決によっても明らかにされている。

すなわち、本件撤回処分は、「本件承認処分後の土質調査によって、C護岸計画箇所地形・地質は承認時に想定されていなかった特殊な地形・地質であることが明らか」となったことなどを理由に、本件埋立承認が公有水面埋立法所定の承認要件を充足しないとして、本件承認処分を取り消したもの

であるところ（乙第5号証）、本件裁決は、「本件承認申請時には想定されていなかった地盤の問題が判明し、地盤改良工事が必要であるとしても、環境保全や災害防止に配慮した施工を行うことが想定できるのであって、変更承認がなしえない状況とはいえない。今般判明した地盤の状況においても、変更承認がされ得るような設計・施工が想定できる」「ボーリング調査の結果等を踏まえても、地盤改良工事等を行うことにより、所要の安定性を確保して工事を行うことが可能である」「その工事方法も、地盤改良工事として施工実績も豊富な一般的なものであり、国内に在籍する作業船により施工が可能なものである」などとされ、「地盤改良工事を実施すれば、所要の安定性を確保して工事を行うことが可能であるといえ、（中略）変更承認がされ得るような設計・施工が想定できる」などとされて（乙第9号証11、18及び19ページ）、本件撤回処分が取り消されている。このように、本件において判明した地盤の問題を前提としても、地盤改良工事を実施することで所要の安定性を確保することができ、変更承認がされ得るような設計・施工が想定できるものであることは、国土交通大臣による専門的・技術的見地から本件裁決において明らかにされているところである。

このように、現時点においても、本件各申請に係るサンゴ類が生息している海域において埋立工事が実施される見通しに何ら変わりはなく、これらのサンゴ類が本件埋立工事の影響を受け死滅等を免れないことに変わりはない。

したがって、本件指示の時点で変更承認申請がされていなかったことをもって、本件各申請の必要性が否定されるものではない。

2 相手方の主張は、個別の変更承認申請に係る知事の判断権を否定するものではないこと

(1) 審査申出人は、相手方の「地盤改良工事を施工することは可能であり（中略）、地盤改良工事の追加に係る設計の概要の変更承認を得た上で本件埋立

工事を完成させることは可能である。」とした主張（答弁書 24 及び 25 ページ）が、「設計概要変更承認申請をすれば当然に承認がなされることを前提としている」とし（反論書 20 及び 21 ページ）、「相手方の主張は、承認権者の権限を否定しているに等しいもので、それが誤りであることは明らか」であり、「農林水産大臣が判断権限を有しない事項について判断をしたものであり、農林水産大臣の立場を逸脱したものである」（反論書 23 ページ）と主張する。

- (2) しかし、相手方は、実際になされた変更承認申請が公有水面埋立法所定の要件を満たさない場合でも承認権者において承認しなければならないなどと主張するものではなく、承認権者の権限を何ら否定するものではない。

相手方の主張は、本件裁決もいうように、判明した地盤の問題を前提としても所要の安定性を確保する地盤改良工事を実施して埋立工事を行うことが可能であり、変更承認がされ得るような設計・施工が可能と認められる以上、変更承認を得た上で本件埋立工事を完成し得る状況にあることに変わりはないことをいうものである。

前記のとおり、本件事業においては、今後埋立区域が縮小するなどして本件各申請に係るサンゴ類の移植が不必要となるような計画の変更が検討されているものではなく、いずれ本件埋立工事を完成させることが可能であることを前提として本件埋立承認が効力を有し、申請者である事業者は、変更承認申請をするなどの手続も含め、本件の埋立事業を完成させることに向けて事業を遂行しているところである。サンゴ類の移植もまた本件の埋立事業の完成に向けた工程の中で、サンゴ類への重大な影響を回避するために必要な作業というべきもので、本件各申請の必要性は何ら否定されるものではない。このことは知事の変更承認に際しての判断権そのものを何ら否定するものではない（なお、本件各申請については、移植ができておらず、変更承認を得ずに可能な護岸工事等の継続、着手ができていないという事実関係にある。）。

したがって、審査申出人の主張は、相手方の主張を正しく解していないものであって理由がない。

第3 本件各申請の審査過程に問題はないとの主張について

- 1 審査申出人は、反論書において、本件各申請がなされた時点では、本件埋立工事に関して、大浦湾側の埋立地内の一部に地盤の強度不足の問題があり、地盤改良工事を行わなければ所要の安定性を満足しないことが明らかとなっていたが、申請者である沖縄防衛局は、本件事業について設計の概要等の変更承認申請をなすのかどうか明らかにせず、令和元年9月に至って当時の防衛大臣が変更承認申請を行う旨初めて公式に認めたものの、その後も、同年11月29日付け農水第1937号（甲第23号証）により、沖縄防衛局に当該変更承認申請の有無、時期、内容について照会したが回答はなく、移植の必要性等の判断ができないのであるから、沖縄防衛局による事業遂行のあり方に問題があるなどとしている。また、本件各申請の妥当性を判断するために審査中であるところ、審査に熟していない段階で相手方が一方的に許可処分をせよと是正の指示をして介入をしてきたとし、これらのことから審査過程には問題はない旨主張する（反論書55及び56ページ）。

しかしながら、本件各申請についての審査申出人の対応等が本件審査や許可権限行使として適正な事務遂行といい難いものであることは、答弁書で述べたとおりであって、審査申出人の本件各申請に関する一連の対応や、本件の申請者及び審査申出人の間における事実経過から明らかである。

- 2 例えば、審査申出人は、上記農水第1937号（甲第23号証）により、変更承認申請の有無、時期、内容について照会したとしているが、同文書では、審査申出人は、令和元年9月に防衛大臣から設計変更承認申請を行う趣旨の発言があったと指摘した上、「移植されたサンゴは、移植先において設計変更後の工事による影響を受けることとなりますので、当該設計変更承認申請をするのか

回答をお願いします。」として、移植されたサンゴが、変更後の工事による影響を受けるとして、変更申請予定の有無についてのみ回答を求めた。

そして、上記農水第1937号（甲第23号証）に対して、沖縄防衛局は、同年12月13日付け沖防第3508号（甲第24号証）により、「本年1月28日、当局調達部長から、貴県土木建築部長に、今後、変更承認申請をすることをお伝えし、その上で実施した本年2月5日の貴県への説明の機会において、『地盤に係る設計・施工の検討結果報告書』の内容をご説明した際にもその旨お伝えしました。また、変更承認申請をすることについては、本年2月以降、防衛大臣の会見や国会における答弁等でも公にされているところです。さらに、ご承知のとおり、当局は、変更承認申請に向けてその内容の検討を行う技術検討会を開催しておりますが、その状況についても貴県に度々ご説明させていただいているところです。」と、変更承認申請を行う旨及びこれに向けた準備状況についてそれ以前に沖縄県に説明してきた旨を回答した。

また、その後、審査申出人は、沖縄防衛局に対し、同年12月23日付け農水第2041号（甲第25号証）により、「当職が関係法令に基づき審査するに当たって確認する必要があります」などとして変更承認申請の内容を明らかにするとともに申請の時期を示すよう照会し、沖縄防衛局は、令和2年1月15日付け沖防第123号（甲第27号証）により、「現在当局においてその変更承認申請の準備を進めており、その内容となる設計・施工について技術検討会を開催するなどして検討を進めているところ、その内容は、技術検討会の開催の都度、貴県に説明させていただいているとおりです。」と回答した。

このように、上記農水第1937号（甲第23号証）による照会が行われる約10か月前の平成31年1月の時点で変更承認申請をすることについて沖縄防衛局から説明がなされ、まもなく公にもされていた上、同文書による照会は、変更承認申請に向けてその内容の検討を行う技術検討会も開始された令和元年9月（甲第34号証）からも2か月以上が経過した時点においてなされたもので

ある。本件各申請については、上記農水第1937号（甲第23号証）による照会が行われた時点で既に標準処理期間を大幅に超過しており、申請者である沖縄防衛局から、繰り返し、審査の進行状況を問い合わせるとともに問題点があれば教示してもらいたい旨情報提供の要請があったが、それには実質的な内容を告げず、相手方が審査申出人に本件各申請の審査状況に関する資料の提出等を求めた後になって初めてこのような照会をするに至ったものである。移植されたサンゴが変更後の工事による影響を受けると断じた上で、「当該設計変更承認申請をするのか」というような文面での照会が、申請後相当経過した後になされるべき合理的理由を見いだすことはできない。

- 3 また、審査申出人は、令和2年3月26日付け農水第2748号（甲第69号証）により沖縄防衛局に対して移植先の選定過程等についてさらなる照会をしているが、これらの照会もまた、本件各申請からあまりにも長期間経過した後になされている。上記農水第2748号による照会は、勧告や是正の指示を経て、本件審査申出がなされる直前になってなされたもので、その内容ばかりでなく、その経過からしても、真に法令上の審査の目的との関係で必要があつてなされたものとは到底いえない（なお、沖縄防衛局は、環境監視等委員会の委員である専門家に照会内容を示して意見を聴取するなどしたとして、令和2年4月16日付け沖防第2462号（乙第52号証）によりこれに対する回答をしている。）。

第4 本件指示の名宛人が執行機関である県知事であるとの主張について

審査申出人は、反論書において、本件指示について、その宛名が「沖縄県知事」とされており「玉城康裕」の氏名の記載がないことや、その内容が県知事の執行機関としての事務の遂行に言及するものとなっていることから、沖縄県の代表としての県知事に対し指示をするものとは認められない旨主張する（反論書4ページ）。

しかしながら、本件で、沖縄県知事に権限のある沖縄県の事務遂行が問題とされていることは明白であって、本件指示が、沖縄県における法定受託事務である特別採捕許可処分に関する事務について許可する義務があるとの趣旨で行ったものであることは明らかである。県知事は、普通地方公共団体の長として、「当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」地位にある（地方自治法第147条）のであるから、「沖縄県知事」と記載されていることにより、具体的に異なる意味や効果が想定されるものではない。そして、県知事の執行機関としての事務遂行に違法等がある場合に、その違法性等を指摘するために執行機関としての事務の遂行内容に言及することも当然である。

本件指示は、法定受託事務である特別採捕許可処分に関する事務について、地方自治法第245条の7第1項に基づくものである旨明示してなされたもので、この内容からして、審査申出人の事務である特別採捕許可をするよう沖縄県に指示するものであることは明らかで、違法との指摘は当たらない。